

# 税務と経営

編集 発行人  
税 理 士

三 木 泰

事務所 〒597-0071  
貝塚市加神1-11-17  
TEL 0724(31)1644

どうかえで

## 12月の税務と労務

12月

(師走) December

23日・天皇誕生日

国 税 / 給与所得者の年末調整

今年最後の給与を支払う時

国 税 / 給与所得者の扶養控除等異動申告書及び

保険料控除申告書の提出

今年最後の給与を支払う前日

国 税 / 11月分源泉所得税の納付 12月12日

国 税 / 10月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等) 1月4日

国 税 / 4月決算法人の中間申告 1月4日

国 税 / 1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告

(年3回の場合) 1月4日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

地方税 / 固定資産税・都市計画 税(第3期分)の納付

市町村の条例で定める日

労 務 / 健康保険・厚生年金被保険者賞与等支払届

支払後5日以内

### 税務大学校

税務職員のための研修機関。新人研修として、主に高卒者を対象に13ヶ月行う「普通科」と主に大卒者を対象に4ヶ月行う「専門官基礎研修」があります。また、職場で実務経験した後に研修を受ける「本科」、「専科」、さらに本科、専科の中から選抜されて研修を受ける「研究科」があります。

ワン  
ポイント

# フランチャイズの常識

## あらゆる商売で フランチャイズ化

フランチャイズ・チェーン（以下「FC」という）といえば、小売業の話かと思われる方が多いと思いますが、いまや、あらゆる商売のフランチャイズ化が始まっているのをご存知でしょうか。

最近の例でいえば、自然食品、100円ショップ、古本店、理髪店、介護サービス、インターネットプロバイダー、ハンコ店などがあります。まだまだ知らないビジネスでフランチャイズのものがあるかもしれません。どんな商売でもそれぞれにノウハウがあるものです。またどんな商売にも共通のノウハウがあります。成功のノウハウや仕入れ、販売促進などにスケールメリットを生かせるものであればそのほとんどがフランチャイズ化することができるでしょう。

経済のグローバル化、情報化、少子高齢化、規制緩和の拡大等、経済や社会の枠組みが大きく変わった激しい時代にフランチャイズの生まれる余地が高まっているといえます。

今、国を上げての創業支援があります。廃業率が開業率を超え、このままでは経済の底辺を支える中小企業が壊滅してしまう危惧があります。裾野を広くしないと高い山が生まれにくいという例えを用い

て中小企業の創業が必要であるという人もいます。

## FCの問題点

こうした創業支援のうねりの中でFCは、経営上のノウハウが蓄積されているので成功率が高い、その分野のノウハウを安く獲得することができる等々あって、その分野の素人にも簡単に起業できるというふれこみで新規開業予備軍にも注目されています。激動の時代にスピードを要求される経営手段として時間を買うという点ではM&A（合併や買収）と似ているかもしれませんが、スピードを要求される時代にはいいこと尽くめのようですが、問題がないわけではありません。

FCに加盟することは、経営上、FC本部の指導を受けますので、FCに加盟する人の経営上の裁量権はかなり限定されます。FCに加盟して脱サラする人たちの中には、サラリーマン時代の方が、自由があってまだ良かったという人も少なくありません。FC本部からの経営指導があって、経営上の裁量権が全くなく、これではサラリーマンの時と同じだということです。しかも、事業としての経営上の責任はすべてFCに加盟する人にあるわけですから、経営上の責任においては、全責任を負うわけです。

「経験を買う」「経験がな

くてもできる」といったFCはFC本部の指導を受けながら経営していくわけですから、独立開業を考えている人たちに渡りに船です。

このFCは、FC本部との契約にもよりますが、契約終了後の同業種の開業を禁止したり、開業を禁止しなくても商品がFC本部以外から入手できなかったり、そのビジネスの重要な一部が本部のもっている特許だったりして、実質的には経営上のノウハウを取得できないようにされているものがあります。経理事務やパート従業員の管理、地域との関係も色々発生してきますので、家族の理解、協力が得られなければできません。

中小小売商業振興法において同法の対象とするFCについてチェーン本部が契約の主な内容についての情報を加盟しようとする人に対して事前に書面で示し、説明することを義務付けしています。この書面を一般に「法定開示書面」といいます。

## 契約書をよく読む

法定開示書面は原則として小売業だけですが、サービス業でもあるところがあります。法定開示書面に記載されている「開示事項」と「チェックポイント」を契約書と照らしながらよくチェックをして下さい。契約期間中に止める場合にも解約金等のお金がかかったり、止めても同じ仕事はできないこともあるということを理解して、契約書をよく読んで、FCを利用した新規事業や業態転換を考えてみて下さい。

かつては、見向きもしなかった中小企業にもメガバンクが貸し出し姿勢を示すようになったのは最近です。しかし、中小企業向け貸出が増えたのは、貸せるところにより多く貸しただけで、必要なところに必要十分な資金がいついていかるといえば、まだまだというところが現実です。

利用できるのは一部の企業

そんなに資金調達環境は変わっていないと感じる経営者も多いかと思います。近年の中小企業施策は総花的に、資金調達方法の多様化を紹介していますが、利用できるのはごく一部の企業の話にすぎません。残念ながらこの種の金融商品の利用について、正確なデータが存在しないので巷の意見に耳を傾けるしかありません。

金融庁は、中小企業の資金供給に配慮をお願いする旨の依頼を金融機関にしていますが、個別の案件については徹底しませんし、経済産業省にいたっては民間金融機関に指導をすることさえできません。民間企業が自助努力をするしかないのです。

小規模企業の資金調達を困難にするのは、情報の非対称性があるからという説明がされることがあります。ここでいう情報の非対称性とは、簡単に言えば、金融機関、企業双方に情報が完全に行き渡っていないということです。情報の不完全性といわれることもあります。いずれにしても金融機関が企業の与信の判断に関する企業の情報を完全につかめていないということ

## 中小企業向け融資 施策の動向とその対応

す。

しかし、たとえ完全情報下（金融機関が与信判断をする企業の情報をすべて掴んでいる状態）にあっても、規模の小さな企業、正確には資金需要の小さな企業はやはり借りにくいという結果は変わりありません。融資は規模の経済が働きます。同じ貸すなら大口の融資をしたいので、小口の融資ならば高い金利をとることになります。商工ローンや消費者金融の金利が高いのは、借り手のリスクの他に、融資金額が小さいからという説明がつかます。効率化を追求すればするほど、小規模な企業や、小口資金は不利になります。

いま、中小企業金融をめぐる動きをみていると、優秀な企業は、より恵まれた存在になり、優秀ではないと判断された企業は、ますます不利になっていくように思えます。

これは現在の政策の流れの方向です。それは市場原理の追求の帰結としてやむを得ないことかもしれませんが、小さな企業の成長する機会を奪っていくものでもあります。

中小企業施策を知る

中小企業は中小企業施策をしっかり検討するべきです。

中小企業新事業活動促進法が平成17年4月1日に公布・施行されました。

利用者にとって分かりやすい施策体系を実現するために、中小企業経営革新支援法、中小企業創造事業活動促進法、新事業創出促進法の三法を整理統合するとともに、異分野の中小企業がお互いの「強み」を持ち寄り連携して行う新事業活動（「新連携」）の支援を加え、昨今の経済社会環境の変化を踏まえた施策体系の骨太化を図ったものです。

創業及び新規中小企業の事業活動の促進、中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓（新連携）の促進、中小企業が異分野の中小企業、大学・研究機関、NPO等とそれぞれの「強み」を持ち寄って連携し、新しい市場への展開を目指し高付加価値の製品・サービスを創出する新事業活動を行うこと（「新連携」）等を支援するものです。国からの認定を受けた場合、融資・信用保証・税・補助金等が利用可能となります。

これらの手続きは煩雑ですが、世の中の流れに乗らないとメリットは受け取れません。

## 「ブログ」利用者が急増

ブログとはウェブログの略。ひとことで言うとうェブ日記のことで、最近このブログの利用者が増えています。

総務省によると、日本におけるブログの利用者数は2004年度に335万人、2006年度末には782万人になる見通しとのこと。ブログを使って、ホームページのようにインターネットで情報発信をすることができるわけですが、ブログには、ホームページを作成する知識も、作ったホームページをインターネットに公開する技術も必要ありません。

ブログにアクセスして、文字を書き込むだけで情報発信をすることができます。文字だけでなく、写真やイラスト等を載せることもできます。この操作の容易さが利用者増の大きな理由のひとつにもなっています。現在、ブログを使って多くの人が様々な情報を発信しています。内容は子育てから国際情勢まで多種多様。検索サイトを使って探してみると、

子育て奮闘日記、映画鑑賞日記、小学生でもわかるように時事ニュースや用語を親子の会話調で説明するブログを紹介しているブログなどを見つけることができます。

このように個人の日記からスタートしたブログですが、今ではブログを利用して情報収集をするスタイルが定着しつつあります。また、企業がクチコミの手段として利用するなど、その社会的影響力は日増しに大きくなっています。

例えば、米国では、同時多発テロの際、ブロガー（ブログを運営している人）が市民ジャーナリズムとして活躍しました。確かに、災害などに遭遇した人が手持ちのカメラ付携帯電話で撮影し、自分のブログに書き込めば、誰でもニュースより早く情報を発信することができます。このように見てきますと、第三の波で有名なアルビン・トフラーとハイディー・トフラー夫妻の「ブログによって情報や資格を持つ従来の権威が脅かされている」との発言もうなずけます。

## 人民元の引き上げ

中国政府は去る七月に、上下〇・三％幅の変動を認める管理変動相場制への移行を表明しました。人民元は二・一％引き上げられ、「ドル」は八・二七六五元から八・一一元になりました。

小幅な切り上げだったため、産業界も市場関係者も「短期的には影響は小さい」との見方が大多数です。とはいえ、人民元の価値が今後じりじりと上昇していくのは間違いない、今後の展開から目が離せません。

## 災害の備え

災害時に持ち出す非常袋、用意していますか？

買おうと思いつつ一日のばしにしている方もいると思いますが、大災害を経験した多くの人が「非常袋の必要性」を感じたといえます。災害発生時は、食料や水などの支援助物資が届くまである程度時間がかかります。そのことを想定して、政府は三日分の食料や水を各自確保することを推奨しています。

「通貨の切り上げ」とは「通貨の価値を上げる」と意味し、人民元の場合、ドルや円などの他通貨との交換レートが上がるわけです。中国からみると、外国の製品やサービスを購入（輸入）する場合は割安感があますが、逆に販売（輸出）する場合は価格上昇につながります。ちなみに、中国にとって日本は最大の輸出先となっています。

年率一〇％という高い経済成長に見合う産業構造への転換が今後の中国にとって重要なテーマとなりそうです。

す。

それらを含めた生活必需品をそろえておくのが非常袋の位置づけと考えるのがコツです。

消防庁では、そろえておきたい防災グッズとして、印鑑、現金、救急箱、通帳、懐中電灯、ライター、缶切り、ろうそく、ナイフ、衣類、手袋、ほ乳びん、インスタントラーメン、毛布、FM文字多重放送受信機能付ラジオ、食品、ヘルメット、防災ずきん、電池、水の二〇品を挙げています。